福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働環境の改善や従業員の福祉の増進に多大な効果を及ぼす事業に、 福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付すること により、本市の主として中小企業の従業員の働きやすい環境づくりの促進を図ることを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
 - (2) 団体 中小企業者又は企業の従業員により構成される団体で、従業員の福祉の向上を目的 とするものをいう。
 - (3) 連合体 複数の団体による継続的結合体をいう。

(補助対象団体等)

- 第3条 補助金の交付の対象となるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体又は 連合体(以下「団体等」という。)とする。
 - (1) 福岡市内に主たる事務所を設置していること。
 - (2) 団体等の規約等(当該団体の活動の基本的事項を文章により規定したものをいう。第7条第2項第3号において同じ。)において、労働環境の改善や従業員の福祉の増進を図ることが団体等の目的として明記されていること。
 - (3) 補助金の対象となる事業に対し、他の制度に基づく補助金・助成金の交付を受けていないこと。
 - (4) 団体等の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。

(補助対象事業および経費)

- 第4条 補助金の対象となる事業は、団体等が実施する次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) 労働環境の改善を目的として行う事業

- (2) 従業員の福祉の増進を目的として行う事業
- 2 前項の事業のうち、補助金の対象となる経費は、福岡市内において実施される次の各 号に掲げるものとする。
 - (1) 講習会、研修会の開催
 - (2) 相談会の開催
 - (3) イベントを開催する場合における当該イベントの宣伝及び広報
 - (4) 調査及び研究

(支援内容)

- 第5条 この要綱により交付する補助金の内容は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 補助金は、第6条に定める補助の対象期間において、1つの団体等につき、1回とする。
 - (2) 補助金の額は、前条第2項に掲げる補助の対象経費の2分の1以下とし、予算の 範囲内で市長が定める額とする。
 - (3) 前号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 市長は、この要綱による補助金の交付を希望する団体等を公募する。
- 2 前項の公募に応じようとする団体等は、公募期間中に福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の規約等
- (4) 会員名簿及び役員名簿
- (5) その他, 市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、その内容が適当であると認めて補助金を交付することを決定したときは、その旨を福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合に、補助金の使途、事業の実施方法その他について条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、 申請者に対してその旨を福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金不交付決定通知書 (様式第3号)により通知しなければならない。

(事業終了前の補助金の交付)

第9条 福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)第17条第1項ただし書の規定による事業終了前の補助金の交付は、団体等から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

(補助事業の変更)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、団体等は、あらかじめ福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金 交付変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 資金計画に支障が生じ、補助金の交付時期の変更を求める必要が生じたとき
 - (2) 補助事業の内容に補助の対象経費に変動が生じる変更を行おうとするとき
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 市長は、前項第2号又は第2号に掲げる事項について前項の申請書が提出された場合には、必要に応じて第8条において決定した補助金の額を変更することがある。この場合においては、福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付変更通知書(様式第5号)により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。
- 3 第9条の規定により事業終了前に補助金を交付した後に、前項の規定により補助金の 額を変更した場合において、既に交付した補助金の額が、変更後の補助金の額を超える ときは、補助金の交付を受けた団体等は、当該超える額に相当する金額を市に返還しな ければならない。

(暴力団の排除)

- 第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において、「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定 にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) その役員のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員がいる場合
 - (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に当たる場合

- 3 市長は、団体等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。この場合においては、第10条第3項の規定を準用 する。
- 4 市長は、補助事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、団体等に対し団体等の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第12条 団体等は、補助対象期間終了後は、1か月以内に事業実績報告書(様式第6号) に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業収支決算書
 - (2) 補助事業の実績および成果を証する書類
 - (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は前条の報告を受けたときは、必要な審査を行ったうえ交付すべき補助金 の額を確定し、事業補助金確定通知書(様式第7号)により団体等に通知する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市 長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第10条第3項(第 11条第3項において準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付を受けた団体等 が市に返還しなければならない義務を負う場合にあっては、当該義務が履行されるまで の間、当該団体等に対しては、なお、その効力を有するものとする。